

豊後大友氏の下向土着と嫡子単独相続制の問題

渡辺澄夫

目次

はしがき

一 大友能直の鎮西奉行・豊後守護職補任の年代

二 大野泰基討伐と大友一族土着の時期

三 伝統的在地領主との対応関係

—特に新所領所職の獲得について—

四 大友惣領家の単独相続制への転換過程

は
し
が
き

大友氏の東國武士團としての下向土着、守護から戦国大名に上昇転化する過程は、西国封建制の成立過程を解明する上の貴重な史料となる。近時この方面的研究が次第に行なわれはじめたことは喜ばしい現象であるが、なおそれは緒についた段階であるに過ぎない。私は本稿では、先学の残された問題として、大友能直の鎮西奉行・守護職補任の時期を考察し、さらに大友一族の土着に際しての在地領主との対応関係を所領所職の獲得の面から考えてみたい。このようにして根をはつた大友一族の惣領制の下部構造の分析は、学界の中心的テーマとなるが、これは現在続行しつつある個別莊園の研究の結果をまつこととし、一足とびに嫡子単独相続制の成立過程を家督の譲与関係から検討する。全く表面的な系譜的詮索に陥った感があるが、大きな見通しを立てるためには、こうした方面的研究もあながちに無視されではなるまいと考えたからである。この小論を手がかりとして、大友氏を中心とする西国封建制の研究をさらにつきたいと思う。

註 (1) 九州には守護大名領園は成立せず、守護から直ちに該園大名に上昇したとされるが、これについては私はなお疑問をもつてゐる。

(2) 外山幹夫氏九州に於ける大名領園の形成（日本歴史一〇二）。

同豊後國の鎌倉御家人について—その出自と系譜・所領の考察（福島大学文学部紀要十八）。

拙稿「後岡山原八幡宮領莊園の研究—二豐莊園の研究(1)—」（大分大学紀要九）もこれに關係する。

小田庄翁氏・大友氏の没落について（大分県地方史十三一六）。

一 大友能直の鎮西奉行・豊後守護職補任の年代

大友能直の鎮西奉行と豊後守護職補任及び入国については、古來建久七年（一七九六）説が信ぜられている。大友文書録によれば（編年大友史料正前）

建久七年丙辰正月十一日、能直被_レ補_ニ豊前・豊後兩國守護職兼鎮西奉行、三月十一日使_ニ吉庄四郎重能先発、（◎四月十六日於_ニ大野郡神角寺山_ニ攻_ニ大野九郎泰基_ニ殺_レ之、（○六月十一日能直自率_ニ賴朝附屬之諸士七十二騎及從卒千八百餘人、從_ニ速見郡浜脇浦上陸、國中武士聞_レ之風靡矣、緒方三郎惟栄為_ニ先導_ニ入國_ニ云、阿南次郎惟家陣_ニ高崎山_ニ、弟弥次郎家親拠_ニ鶴賀城_ニ、大野九郎泰基拠_ニ大野郡神角寺山_ニ、共抗、（編年大友史料正和以前二五三号）

とある。大友系図・大友田原系図・大友志賀系図・大友入田系図・大友松野系図等も同年説をとっているが、大友系図・志

賀系図と松野系図は鎮西奉行と豊後・豊前守護職補任を建久四年（一一九三）にかけ、豊後入国を建久七年（一一九六）とする。ところが同じ建久年間でも、これらとは異なるものもある。大友吉弘系図がそれで、これには「建久四年秋歲下向シ給」となっている。栗田寛博士が「守護地頭略表」（法制論）に「建久四年大友能直守護_ニ大友_ニ、自_レ是世々相承、為_ニ九州節度使」と述べたのは、おそらく大友系図・志賀系図などによつたもので、補任の時期を指すものであろう。康安二年（一三六二）の島津道鑑申状にも（島津家文書）（一の三二二）

右_ミ大将家御代、文治三年九月九日、先祖豊後守忠久、日向・大隅・薩摩三ヶ国令_ニ持領_ニ、其後建久年中太宰筑後守頼尚之義祖武藤小次郎資頼、筑前・肥前・豊前三ヶ国_ニ守護_ニ充_ニ行_ニ九州於三人_ニ以來、守護職面_ニ管領無_ニ相違_ニ之処、（略）（下）

ところが佐藤進一氏は以上の後世的史料を退けて、大友文書仁治三年（一二四二）二月十八日の関東下知状に「守護人泰泰

「一とあるのが大友氏の豊後守護職を確証する初見であるとし、はるかに時代を下げられた（鎌倉幕府守護制度）。おな大友氏の鎮西奉行（鎮西守護）についても、吾妻鏡以下の典拠を疑い、大友氏のこうした重職保持を裏書きする史料の存しないこと、豊後御家人の訴訟に関して鎮西奉行である武藤氏の特殊権限の及んでいること等からこれを否定されたのである（鎌倉幕府訴訟制度の研究二七五頁）。

これに対し石井進氏は、「太宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」（史学雑誌六十八の一月十四日条）なる論文において佐藤氏説を批判し、明月記に能直を「鎮西守護」（嘉禄二年七月）あるいは「筑紫大納」（同元年三月）と記し、都甲文書（大分県）には「東方奉行」と見え、蒙古合戦の時にも武藤・大友両氏が合戦の指揮および軍務処理に当たる特殊の権限を有していた以上、吾妻鏡に「鎮西事一方奉行之一」（貞応二年十一月廿七日条）とある大友能直は複数の鎮西奉行の一員と認むべきである。「関東開闢皇代并年代記」（系本鎌国史大）に「鎮西奉行人」として、右大将実朝の時に「筑後前司資頼・豊前々司能直」とあり、平政子の時に「大宰少弐資能・大炊助親秀」とあるのも参考すべきである。武藤氏の特殊権限が豊後国御家人に及んだことについては、陸奥国留守職となつた伊沢家景が在国して在庁機構を支配し訴訟取り次ぎに当たり、別に御家人統率に当たる奥州惣奉行として葛西清重が任命されて鎌倉にいた関係が九州にもあてはまり、大宰府機構を支配し訴訟準備手続指揮権を有した武藤氏は前者に対応し、大友氏は後者に対応する。

而して大友氏の鎮西奉行は天野遠景離任の建久六年（一一九五）以後、同八月以前で、おそらく武藤資頼の鎮西奉行補任と同時であり、それも養父中原親能であろうとする。大友文書の親能の袖判ある建久六年（一一九五）八月廿五日肥前国御家人守護所大番勤仕注文や、親能に充てられた同七年十一月廿三日の宇佐宮崎及余社神人等濫行、夜討強盜禁制に関する頼朝袖判御教書を論拠とされる。こうした鎮西奉行が建久八年（一一九七）五月以降年末までに各国守護に分化し、前三カ国は武藤資頼に、後三カ国は中原親能に、大隅・薩摩とやや後れて日向の奥三カ国守護職が島津忠久に与えられたのであろう、というのである。

石井氏の新説は推論のところもあり、今後なお確実な史料によつて裏付けられねばならない点がないではないが、私は大体氏の説に賛したい。寛元二年（一二四四）十月十二日の幕府追加法に、

一 掃部頭禪門并前豊前国司及出雲路桑門成敗事
（中原親能）（大友能直）
（大友親秀）

右、彼三代沙汰中有「非拠事」之由、雖訴人出来、彼時事不可レ及是事、但於神社仏寺并公事及御家人事二者、其理令至極者可尋問矣、

という一条がある（中世法史資料集、一、一四九頁）。これは中原親能・大友能直・同親秀三代の間の訴訟裁決に不合理な点があるといって訴人が出たことに関し、幕府がその取り扱いの方針を定めたものである。親能・能直・親秀三代とある以上おそらくその守護国に関するものと思われる。右史料の編者はこの法令に関するものと推定される文書として、次の大友文書を指摘された。

松木三郎時光与帆足兵衛尉道員相論野司狩場事

（中原親能）（時脱々）

右、如三時光申状者、去建久六年前禪門之時、光父家時挙領下作職、可レ致忠勤之由、捧申状之刻、可レ有尋沙汰之由給御外題ニ畢、彼芳命當世難レ被棄置ニ云々、如道員陳狀者、件狩場地頭御代官職事、道員祖父家道存日之比、致非分望ニ之間、可レ止競望之由、五月五日・九月廿二日記年号、建久六年・同七年・正治元年四ヶ度、自禪門給安堵御下文ニ畢、於忠節者、誰可レ有勝劣ニ云々者、就家時之解狀、可尋沙汰之旨外題備進之故、雖擬相尋、如道員所レ進下文等、可レ停止止家時所望之由炳焉也、然則道員為彼職、可致奉公之状、如レ件、

正嘉二年四月五日

前丹後守平朝臣
（大友頼泰）
在御判

（大友文書一）

これは、豊後玖珠郡の御家人である豊後清原一族の松木三郎時光と帆足兵衛尉道員との野司狩場に関する訴論に対する大友頼泰の裁許状である。編者がこれを大友能直裁許状とするのは明らかに誤りであるが、文中の「彼芳命當世難レ被棄置ニ云々」と

あるのが上記の追加法に關係するものであろうとしたのは正しい。しかしこの文書について特に注意したいのは、禪門すなわち中原親能が五月五日（以上年号）を記さず・九月廿二日・建久六年（一一九五）・同七年・正治元年（一一九九）の四（五？）カ度にわたつて両者の爭論を裁許し道員の祖父家道に安堵下文を与えていたことである。上述石井氏の新説からすれば、建久六年・七年の場合は各国守護に分化しない前の鎮西奉行としての職権によるものかと思われるが、正治元年（一一九九）の場合は豊後守護としての権能による裁許であることは疑いない。このことは、中原親能が少なくとも正治元年（一一九九）までは豊後守護職を帶していしたこと、従つて当時はなお大友能直が守護職を譲与されていなかつたことを裏書きするものでなければならぬ。既述の島津文書康安二年（一一六二）の島津道鑑申状では、建久年内に後三カ国の守護職を給わつたのは大友能直とするが、前年の島津道鑑代得貴（久景）申状には、明らかに「大友刑部少輔貞親先祖斎院次官親能」と記している（島津家文書）わずか一年をおいてどうしてこうした相違を生じたかは理解に苦しむが、右の裁許状から察すれば、おそらく「大友氏の先祖」（即ち中原親能）ということから、安易に能直と速断した康安二年（一一六二）文書の不用意の誤解であろう。私はこの裁許状は、能直の守護職補任を建久四年（一一九三）とし、あるいは建久七年（一一九六）とする旧説を破碎するだけではなく、その確実な年代を推定させる有力な手がかりを与えるという点において、すこぶる重要な価値を有する史料であると考えている。

では大友能直の守護職補任は何時ごろのことであろうか。上述の所が正しいとすれば、まずその上限は正治元年（一一九九）以前にさかのぼり得ないことは明白である。而して能直の所職所領が養父親能から譲与されたものである以上、その下限は親能卒去の承元二年（一二〇八）十二月十八日（吾妻鏡・北）となる。能直の鎮西奉行および守護職補任は、およそこの九年の間と見て大過あるまい。

そこでこの期間について精査すると、上妻文書によつて、豊後左衛門尉（大友能直）が建永二年（一二〇七）八月廿八日には筑後国守護職を帶し、それ以後引き続き在職したことが知られる（佐藤氏著守護制度の研究 筑後の条）。豊後国については直接的証拠を挙げ得

ないが、養父親能の跡職譲与とすれば後三カ国は同時に継承したものと考えられるので、建永二年（一二〇七）には豊後・肥後の守護職をも兼帶したと解するのが自然であろう。このように建永二年（一二〇七）八月まで能直の守護職在任をさかのぼらせ得たのであるが、彼の在職はそれ以前の補任を意味するものであるから、その時期はさらにさかのぼるであろう。ここで問題となるのが託唐文書建永元年（一二〇六）八月日の沙弥行西（長浦遠貞）の肥後国庭木庄内田畠避状に見える「豊後左衛門尉」（大友能直）である。能直は文治四年（一一八八）十二月十七日の元服に当つて左近将監に任じ（吉妻）、以後この官途を称しているが、正治二年（一二〇〇）二月廿六日（上）を最後としてこの称が見えなくなる。諸史料の示すところ左衛門尉に任せられたからで（託唐文書・明月記建）、とくに能直が「豊後」を冠して称せられたことは、かれが豊後国と密接な関係をもつに至つた結果ではあるまいか。貞応二年（一二二三）ころになると能直は「前豊前守藤原朝臣」と称し、のち「豊前々司」とよばれるのは（志賀文書一）、豊前守に任せられたからで、かれが豊後守に任せられたことと関係あることが推定される。なお肥後の在地領主である長浦遠貞（行西）が、能直を「奉レ懲ニ主（君カ）ニモ改」らに鹿子木東庄内の田畠を譲進したことも、能直が肥後守に對して強大な権限を有するに至つた結果と見なければ考えようがない。やはりこれも、かれが肥後守護職を帯するに至つたことを推定せしめる一史料となる。

以上によつて能直の守護職補任の可能性を建永元年（一二〇六）八月ごろまでさかのぼらせたのであるが、これは養父中原親能の卒年である承元二年（一二〇八）十二月とにらみ合わせると、ちょうど二年前に当たる。親能は元久元年（一二〇四）三月廿二日には鎮西乃貢の勘定を命ぜられており（吉妻）、おそらく当時はなお在任したであろう。これらを考え合わせると前記の建永元年（一二〇六）ころが跡職譲与と安堵の時期としては最も可能性が多いことになるのである。

(1) 続群書類從系図部（異本も同じ）・入江文書（大分県史料一〇）・志賀文書（史料編纂所影写本）・続編年大友史料一〇、大友松野系図は大分郡大分町常楽寺藏（続編年一〇にも所収）。

(2) 大友氏関係系図では、能直が豊前守護職を兼ねたとするが、これは後述のごとく豊前守に任せられたので、のち「前豊前守」と自

ら称し、「豊前々司」と称せられたことからの混同である。

(3)

大友文書中に次の文書がある。恐らく玖珠郡飯田郷松木にあったものと思われる。

退進 求珠郡内松木内野司狩庭事

右中狩庭、佐賀殿限ミ永年一、所レ奉退也者、為ニ向後之沙汰、退文如件、

寿永二年十一月二日

清原通房
(花押)

清原
同

清原
同

一 大野泰基討伐と大友一族土着の時期

大友氏入国以前には、平安末期以来の伝統的土着豪族が根を張り國中に隱然たる勢力を占めていたことは、玉葉・吾妻鏡・平家物語・源平盛衰記などにも詳記されている。その最大のものはいわゆる豊後大神氏（おーが）で、大野郡大野荘の大野氏、繕方荘の繕方（惟采）氏、大分郡高田荘の高田（惟澄）氏、戸次荘の戸次氏、阿南郷の阿南氏、植田荘の植田氏、賀来荘および海部郡佐伯荘の佐伯氏などがこれで、豊後諸豪族中で最も広大なる分野を占めていた。阿南氏はのちに松尾・小原・大津留・武宮・橋爪等の諸氏に分れ、植田氏は野津原・麦生・田吹・永富・吉藤・草深などに分れた（史料編纂所『大神系図』）。玖珠郡には豊後清原氏の一族が繁栄し、分れて古後・帆足・太田・平井・森・魚返・小田・野上・上恵良・下恵良・岐部・松木となり、これらは「地頭十二人」といい、玖珠郡は「国侍持切ノ国」といわれた（野村時松某筆記）。日田郡には古代以来郡の大領であった大藏（日田）氏や長谷部（津江）氏などがあり、速見・国東地方は宇佐系大神氏（都甲氏も一族）や紀氏の勢力範囲であった。

大友氏が入国土着するに際して、これらの伝統的土豪にどのように対処したかはすこぶる興味ある問題である。大友諸系図

や文書録では、前記のように建久七年（一一九六）の能直の入国時、緒方惟栄はその先導となつたが、阿南次郎惟家は高崎山（大分）に陣し、弟弥次郎家親は鶴賀城（大分郡）により、大野九郎泰基は大野郡神角寺山（大野町）によつて共に抗し亡ぼされたとある。これは当國では歴史的事実として一般的に信じられてゐるが、前章の論証のように当時能直が鎮西奉行でも豊後国守護職でもなかつた以上、ほとんど信ずることは出来ないのである。

だがしかし、能直の守護職補任や豊後入国の時期があやまりであるにしても、伝統的土豪との衝突まで虚構として否定し去つてしまつてよいかは問題である。というのは、中原（ないし大友）氏の入国に当つて、義経九州下向の先導者となりまたその中心的支持者でもあつた豊後大神以下の在地領主の頑強な抵抗がなかつたとは考えられないし、そうした事実の断片がこうした伝説の中に語りつがれていらないとは断言出来ないからである。ここで問題となるのが、肥前国石志文書に見える源壹譲状案である（平戸松浦）。

（略上）

右件田畠者、源壹之先祖相伝私領也、然以三十郎源名一為嫡男一雖可相別、未讓与以前既死去了、仍依無極慈愛、以三石志次郎源潔為嫡子、至三子子々孫々無異論可領掌、豊後國大野九郎謀叛之時、壹令豊後上剋、次第証文於者譲渡了、今又重譲状明白也、敢不可有後々将来妨一狀、如レ件、

承元二年戊辰潤四月十日

源 壱

これは石志壹（さかん）が石志村の所領を嫡子潔に譲与したものであるが、その中に「豊後國大野九郎謀叛の時、壹が豊後に上つた刻、次第証文をば譲り渡した」とあるのはすこぶる貴重である。われわれはこれによつて承元二年（一二〇八）以前に豊後の大野九郎（泰基）が謀叛を起したこと、その討伐のために肥前國の御家人まで動員された事実を確認することが出来

るのである。大野泰基の謀叛の適確な年代は明らかでないが、肥前國の御家人が動員されたことから察すれば、相当大規模な反乱であったことがわかり、こうした他国御家人を動員したとすれば、それは豊後守護としてだけの権限によるものではなく、おそらく鎮西奉行の権能に基づくものであろう。その点では中原親能・大友能直の何れにも該当することになるが、私は次の論拠からこれを中原親能の在職時代と推定する。それは貞応二年（一二二三）能直が豊後大野荘・相模國大友郷等の地頭職を妻の平氏（深妙）に譲与した際に、「親父掃部頭入道譲状」をも副え渡しており（志賀文書、編）、大野荘地頭職は中原親能から能直が譲渡されたものらしいからである。つまり大野泰基を討伐して中原親能が大野荘地頭職を頼朝から与えられ、鎮西奉行や豊後守護職等を能直に譲与した際に、右地頭職も合わせて譲られたものと解するのが自然である。

以上大野泰基の反乱と討伐の事実は確認し得るが、その他の諸豪族については何等の確証さるべき史料がない。しかしだからといって他の土豪の抵抗が全くなかつたとは考えられない。義経下向の案内者となつた緒方惟栄が大友氏入国の先導となつたという所伝も疑わしいし、緒方一族がその後史上から全く姿を消すのも不思議である。おそらく泰基はその中心勢力で、他の大小無数の聯合勢力が中原親能（ないしその代官）に反抗し、中には滅亡するものもあり、あるいは降参して彼に服従するものもいたであろう。

大友能直は京都と鎌倉に宿所を有してその間を往復しており、貞応二年（一二二三）十一月廿七日京都で卒去しているので（吾妻鏡）、豊後には下向しなかつたようである⁽¹⁾し、二代親秀も同様であったとするのが最近の学者の一般的の見解である。おそらくこの頃は、一族である古莊氏などが代官として下つていたものであろう。大友惣領家の豊後下向は、三代頼泰の時で、蒙古襲来に備えて幕府が御家人に鎮西の所領に下向するよう命令を下してからである。文永八年（一二七一）九月には肥後國御家入小代氏に下向と異國警固および惡党鎮圧を命じていて（正和以前、五三一号）、おそらく頼泰も同様の命を受けたであろう。翌年（一二七二）二月には代官として小田原景泰が下向し（同、五三二号）、間もなく頼泰も下向したらしい。

では大友惣領家に対し、庶子家の下向は何時ごろのことであろうか。能直は貞応二年（一二二三）十一月廿七日五十二才で卒したが、同月二日には肥後國國東郡安岐郷横城山院主職・夷・長小野・諸田名・大分郡荏原郷勝津留（高国府）地頭職を末子仁王丸（志賀能郷）に譲り、大野郡大野莊地頭職・相模國大友郷地頭郷司職を妻深妙に与え（志賀）、次男能秀（詫磨氏）にも肥後國神藏丸・鹿子木東莊・龜田郷の地などを譲与しているので（詫磨文書一）、死去の十一月はじめごろに相模國や肥後國・肥後眼幸秀にせまり、末子仁王丸（志賀能郷）を養子にするとの条件でその所領を能直に去り渡させているのを見ると、死期の近いのを自覺し、子供に分割すべき所領の獲得につとめたものではないかと想像される。能直の庶子の下向入国は、おそらくこの所領処分の頃からで、大友惣領家の下國よりもはるかに早かつたと思われる。

註 (1) 大友松野系図などには「以病逝去、年五十二歳、葬三藤北邑常忠寺」となつており、古来この地方では大野郡藤北に能直の居館があり、ここで死去し常忠寺に葬ったと信じ、常忠寺の五輪塔が能直の墓として先年県の史蹟に指定された。延應二年（一二四〇）四月六日の尼深妙所領配分状（志賀文書一の四）に、

（豊前能職、法名明真）
九郎入道分

（大野庄）

同庄内下村地頭職但故尊前々司墓堂寄附院主職也

とある「豊前々司墓堂」がその論拠とされる。しかし能直が京都で死去したことは吾妻鏡で明らかであり、右の註記も「墓堂に院主職（泊寺）を寄附する也」とよめば、京都の能直の墓堂に大野莊内泊寺院主職を寄附した、とも解される。能職はのち志賀禪季にこの所領を譲つたが、禪季は常に在京してその代官が在莊した（同）。それは禪季を僧にして深妙及び故能直の孝養報恩をさせるためであつた（同、編年）。このように考へると、右の文書によつて能直の墓が、大野莊下村にあつたとするにはなお疑問が残る。

(2) 大友文書録に古莊氏が先発となつたとあるのは、こうしたことの意味するのかも知れない。

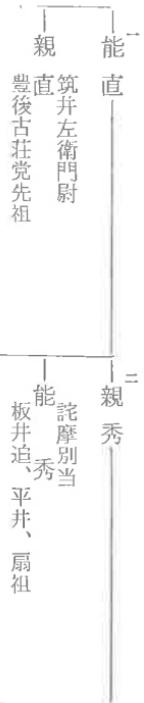
三 統伝的 在地領主との対応関係

以上のごとく大友一族の土着は大体承久の乱後貞応のころからと考えられ、しかも惣領家より庶子の方が早かつたようである。初期の大友系図を示せば次の如くで、次男能秀が肥後国に、八男能郷が豊後国に所領を与えたことは上述の通りで、他の時直（常刀）・時景（一万田）・能職（豊前九郎入道明真）・基直（大野⁽¹⁾）はそれぞれ豊後に、有直（元吉）が筑後に所領を得て土着している。能直の庶子中で、田原泰廣や元吉有直らが能直及び母深妙から直接所領を譲与されたかは不明であるが、詫磨・志賀・田原の三氏は大友三家といわれ、のちに強大な在地土豪となることは周知の通りである。詫磨・志賀氏以外は所領譲与の時期が明らかでないが、おそらく同じ時に分譲されたものであろう。

二代親秀の子も惣領頼泰のほかは、良慶が山僧となつた以外は六人とも豊後に土着して戸次（重秀）・野津原（能泰）・狹間（直重）・野津（頼宗）・木付（親重）・田北（親泰）らの姓を称した。田北親泰（幼名觀音丸）に対する譲与は、嘉禎二年（一二三六）三月十七日で、その譲状には「分譲男女子息等」があるので、他の子女に対する処分も同時であつたことがわかる（大友文書録、編年）。

大友氏の典型的な惣領制的分割相続の問題については次章に論及することとして、ここにはそうした所領譲与と一族土着過程における在地領主との対応関係の在り方の二、三について考察する。

初代能直は養父親能から相当多くの所領を譲られたらしいが、多数の子女をもうけただけに、それだけでは分割譲与するに



二親秀

詫摩別當秀
板井迫、平井、扇祖

能直
久保、得永祖

時直
筑後元吉祖

有時
一万田景

禪山憎
鷹尾七郎

秀直

能大友志賀
志賀、朝倉、高崎、豐饒祖
能職
豊前九郎、入道明真

泰田原
田原、生石、
見富永祖
田口、吉弘、保

三賴泰

重戸次秀

能野津原泰

直狭間重

賴野津宗

吉岡、波津久、戸上、椎原、
荒瀬、久士知岩屋、佐土原、
笠良木等祖

木付

親田北

親山憎

良石合

慶泰

親須鄉、塩手、小津留等祖

四親時

秀直入田

六貞宗

師親千熊丸
因幡藏人

季貞

充分ではなかつたらしい。これを解決するためには、一方においては所領（地頭職）の拡大をはからねばならないし、他の一方では多数の子女の身の振り方を考えること以外になかった。この異なる二つの面は、実は対在地領主関係において表裏の関係をもつて作用しているといつてよい。反抗者の討伐による所領没官などが最も普通の在り方として考えられるが、ここにはそれ以外の特殊の場合を考えたい。

註 (1) 大友能直及び妻深妙が庶子に譲与した所領は、大略次の通りである。

志賀能郷	詫磨能秀	庶子家	史料
豊後国安岐郷諸田名地領職 同 香々地荘夷、長小野 同 大分郡勝津留地頭職	相模国大友郷内屋敷 鎌倉山王堂谷地 肥後国大野莊志賀村半分地領職 同飽田郡内惣社名 大野別符内尾崎村 同庭子木東莊	大友能直から譲られた所領 肥後國神藏莊付木部名 栖地頭下司職	
横城山院主職	詫磨文書		
志賀文書			

弁済使職

泰朝

同 大野莊志賀村半分地頭職

同 大分郡笠和鄉富成名内勢久世宇屋敷及塙浜

相模國大友郷田、屋敷

豊後國大野莊志賀村近地名地頭職、同村筑紫尾寺

禪季

豊後國速見郡石垣莊弁分（別符）

同大野莊中村内保多田名

後家

同大野莊上村半分地頭職

相模國大友莊（郷内屋敷）

一万田景直

同大野莊下村地頭職

泊寺院主職

九郎能職

同

大野基直

相模國大友郷あら八屋敷

犬御前

豊後國大野莊中村地頭職

美濃局

上村半分地頭職

◎大野基直は能直の庶子たることは系図には見えないが、譲状や深妙の書状によつてそれと認められる。おそらく大野泰基討伐の時生き残った大野一族の名跡をついだものと推定するが、なお今後の研究を期したい。

前に述べた肥後國飽田郡鹿子木東莊の領主行西（長浦遠貞）が、能直を「奉_レ憑_ニ主_一」（君カ）り同莊内の所領を寄進したのが好例である（託磨文書）。有力な御家の守護職補任によつて、寄進地系莊園の成立過程に見られるような寄進関係の成立したことはすこぶる興味が深い。この場合能直は同庄五郎丸名の地頭職を獲得し、本領主行西の子遠秀（西願）は地頭代職を保留した。ただし能直が地頭職を寄進されたといつても、その得分は「加地子」だけであり、彼は加地子領主に過ぎないことになる（同一）。これに対して長浦遠秀は地頭代職といつても、実質的には地頭職||名主職||小地頭職を有していたものと考えられ、両者の関係は安田元久氏や永原慶二氏の明らかにされた惣地頭と小地頭との対抗関係にあることがわかる（安田元久氏中世初期の一形態（史學雜誌五十九の二）、永原慶二氏「在家の歴」）。すなわち大友能直は名に対する余剰生産物の一部の得分権者に過ぎないのであつて、下地進止権は根本領主である長浦氏が有していたのである。従つてこうした地頭職の寄進によつて、能直と長浦氏との間に主従関係が成立しても、依然としてそれは莊園制内における職の分化に過ぎないのであって、排他的な封建的土地所有の段階には達していないといわねばならない。

このような状態下にあつて、大友氏の加地子領主から封建的領主への志向は必然であつて、その結果在地領主長浦氏との対立が激化する。建長五年（一一五三）の託磨別当能秀代幸阿と長浦秀元との争論はその現われである。幸阿の申状によれば「行西（遠貞）の子遠秀（法名西願、秀元の父）は、父行西が五郎丸名を小河右衛門尉資能に譲つたといい、寛元三年（一二四五）以来地頭得分の加地子を弁じない」と述べている。これに対して論人秀元は、「祖父行西が能直に譲与したことについては託磨能秀が安堵下文を給わつたので異議を申さなかつたが、『加地子は早損によつて少分は未進があるかも知れない。寛元三年（一二四五）に西願（秀）と弟勢阿が友吉名を相論した時、祖父行西がこれ（五郎丸名）を小河資能に譲つた。』と陳答している（託磨文書）」。ここに小河右衛門尉資能とあるのは、同文書建長五年（一二五三）九月九日の肥後守護代施行状と思わ

れる文書の差出者「右衛門尉（花押）」と同一人物と推定される（同六）。建長五年（一二五三）当時は大友氏は肥後守護ではなく、北条一門である名越時章がこれに代わっていたのである（同一、（同五））。従つて小河資能は名越氏の守護代ではないかと思われる。名越時章の肥後守護職在任を確証する最古のものは右の建長五年（一二五三）の文書であるが（佐藤氏著守護制度の研究一六八—七〇頁）、この小河資能がその守護代であるならば、少なくとも時章が寛元三年（一二四五）には同国守護職を帯し、大友氏（親秀）はすでに離任していたことになる。さきに行西（長浦遠貞）が五郎丸名を小河資能に譲ったというのは、こうした情勢の変化をみて、大友（詫磨）氏からはなれ、新守護代に寄進したものではあるまいか。加地子領主としての詫磨氏の支配権の弱さが示されているといつてよい。

しかしこの相論の結果は行西（長浦遠貞）が友吉名のことによつて罪科を得、幕府から追放の下知が下されたので、詫磨能秀の勝訴となつた（同一の四）。（同五・六）。詫磨氏が加地子領主から在地領主に転換し得たのはこの時からであった。

（二）猶子政策による強圧的譲得

前の場合は、在地領主の所領確保のための積極的寄進行為によるものであるが、これは逆に大友能直の強圧ないし強請によるもので、しかも庶子を猶子とする条件が提出されている点が前者と異なる。すでに記した豊後の在地領主備後法眼幸秀に対する場合がそれで、志賀文書には次の如く見える（同一）。

豊後国安岐郷内諸田名事、本領主基貞・基秀等契約次第、先度令申候了、而以後日令寄附岩益御領之由、蒙仰候之条、無謂候之上、幸秀所領事、任本知行可安堵之由、賜閑東御下文候之間、旁以雖下可申異議候、依下難背御命候上、去進候、為二円御領、可有御知行候、且御子息二王殿御事、不存疎略候之間、如レ此計申候、先日譲進候為三七ヶ所之類領、後日者可被思食宛候、仍状如レ件、

貞応式年七月廿五日

幸秀（花押）

安岐郷諸田名の本領主は基貞・基秀という人で、文中に「契約次第」とあるのは、幸秀が何かの関係でその領主職（地頭職か）を両人から伝得したものらしい。幸秀が安堵の関東御下文を賜わったというのは、おそらく伝得した地頭職のことで、彼がその安堵を請うたからであろう。「岩益御領」というのは明瞭でないが、大野莊志賀村にも「岩益用伍町」が見え、「地頭用作」とあるので（同一）、おそらく本来は大友能直が庶子のために直営地として設定した所領であろう。つまりこの文書は、諸田名を幸秀が本領主との契約によって獲得し、安堵の関東下文を得たが、大友能直が末子仁王丸（志賀能郷）を養子にすると条件で、強いて直営地として寄附するよう要求したので、「依_下難_レ背_ニ御命候上」って去り進ずる、というのである。幸秀が能直に譲ったのは諸田名だけではなく、これより数日前に七ヵ所を譲進しており、その「七ヵ所の類領」として諸田名を一円知行ありたいと述べている。この七ヵ所の全ぼうは明らかでないが、安岐郷横城山院主職、夷・長小野（以上國東郡伊美）、大分郡荏隈郷勝津留畠（号_ニ高_ニ國府）地頭職などが含まれていることは明らかである（志賀文書）。

このようにして能直が幸秀から伝得した地頭職が、志賀能郷に譲与されたことは前に述べた。ではこれらの所領を譲渡した後における大友氏と本領主幸秀（及びその子孫）との下地に対する関係はどうになったのであろうか。前記の幸秀の避状には、「為_ニ一円御領可_レ有_ニ御知行候」とあるが、彼が下地支配権を完全に喪失してしまつたものでないことは明らかである。これより後の正元元年（一二五九）の沙弥成仏・藤原貞利連署書状（志賀文書、編年大法橋）には、明らかに勝津留の「地頭ハ_ニ（備後）_ニはけうの御房ニこそわたらせ給候ハ」とある。おそらく彼はなお所職を保持していたであろう。大友能直は貞応二年（一二二三）に勝津留や安岐郷諸田名等を末子仁王丸（志賀能郷）に譲っているが、仁王丸の幼少のためか能直の妻深妙が支配しその手から再度譲渡された形をとっている（同、編年大友史料）。しかも深妙は京都にいたのであるから、幸秀の下地支配権と対立することはなかつたらしい。建長六年（一二五四）三代大友頼泰が高國府（勝津留）内の地一職の譲渡を要求したのも幸秀に対してであり、幸秀はその事を志賀能郷に報告し、勝津留を能郷に譲る約束に違背しない契約状を与えている（同四六）。その

後以上の土地に対する相論が見られないで、幸秀の死去前に平和的に下地の譲渡が行われたものであろう。もともと能直の強圧から出たものが、何等の波瀾を生じなかつたのは、肥後国の場合と違つて当國が終始大友氏の守護国であつたこと、在地領主が純然たる僧侶身分であつたことなどと関係があろう。新入地頭の用作地成立の一過程を示す点でも極めて興味ある事実である。

これと同様のケースは、今後も大友一族の土着拡大過程に見られる。豊後国東郡田染庄糸永名の地頭曾禰崎氏は、文永十一年（一二七四）の蒙古合戦の勳功賞として、肥前国御家人曾禰崎法橋慶増が綿貫左衛門入道行仁跡を宛行られて入部したのにはじまるが（曾禰崎元一文書 大分県史料九），嘉暦四年（一二三二九）曾禰崎道西は糸永名内の田畠五丁を、國東郡田原別符に入部した大友田原（貞広）氏に譲つてい（永弘文書一、二二六一八）。その文書には「貞広親子の義おもて譲給候」とある。しかし田原貞広が曾禰崎姓をついだのではないから、いわゆる「猶子」の関係を結んだだけであろう。じりじりと伸張してくる大友田原氏の勢力に押された曾禰崎氏は、こうした形態で田原氏と提契し、所領の一部を譲与することによって所職の確保をはかつたものであろう。田原氏と曾禰崎氏との間に、肥後の長浦遠貞と大友詫磨氏とに見られた対抗関係があらわれるのは、曾禰崎氏が糸永名全体の地頭職を譲与しなかつたからであろうが、田原氏の在地領主化が進展するに伴い、そうした問題が早晚日程に上るであろう。

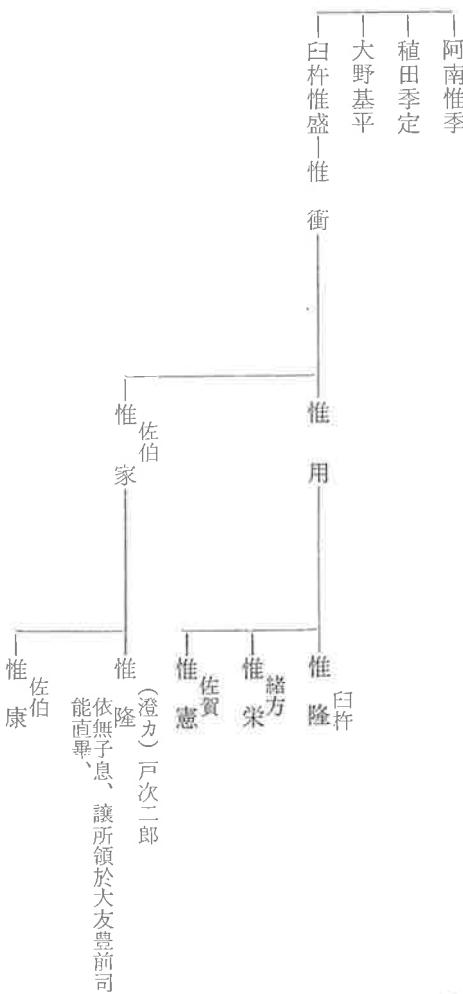
なお田染莊においては、建武三年（一二三三六）に田染神主宣基が同莊光並名・行成名等の田畠半分を田原一族の直平に契約していることも注意をひく（同二五一、五号）。

三 養 子 政 策

以上の場合は「養子」とか「親子の義」などといつても、大友庶子家が在地土豪の家に入つてその跡職をついだのではない。しかし多くの庶子家が所領の譲与をうけて入部すると、のちにはそうした所領がなくなり、ついには在地領主の家に入りそ

名跡を継ぐようになる。

大友二代親秀の次は長子頼泰が惣領職を継ぐが、頼泰の弟はみな豊後に土着して庶家を立てた。次男重秀は大分郡戸次荘に入り、大友戸次氏の祖となる。⁽¹⁾しかし当荘にはもともと大神系の戸次氏がいた。都甲文書の大神系図では、佐伯惟家の子に戸次惟隆と佐伯惟康がある。別系図戸次系図^(史料編纂所)では、惟隆は惟澄となっている。臼杵惟隆と同名となるのは不合理で、あるいは



惟澄が正しいかも知れない。⁽²⁾右の系図には、この戸次惟隆は「依無子息讓所領於大友豊前司能直一畢」と記されている。ところが大友松野系図でも、次の如く戸次惟^(マニ)誰が大友親秀の次男重秀を養子にしたとあり、能直と孫の重秀との差はあるが、

初代 戸次次郎左衛門尉

重秀

母同頼泰

戸次次郎惟誰惟誰大神而養以為子、故居住豊後國大分郡戸次莊

市村、依レ之代々以三戸次為称号二、

本領主である大神戸次氏の跡をついだとする点は両者は符合する。惟隆が能直に譲つたとすれば重秀の入部はおそすぎるようにあるが、重秀が大神戸次氏の跡職を継いだことは事実であろう。

重秀の弟能泰は大分郡植田莊野津原邑に居住し、野津原修理亮と称したとある（大友系図）。

弘安八年（一二八五）の豊後國岡田

帳の植田莊の条に、

吉藤名四十町 豊前大炊藏人能泰 法名道善

（イ喜）

永富名三十七町一段三百十歩 同人

とあるのがこれで、所伝の正しいことがわかる。ところが、これは大神系植田氏系図によれば、九代朝綱の条に、

実者大友親秀三男三郎藏人能泰之男、出産之時養レ之、幼年之時忠綱卒、家臣等屢致三瀆訴一而不レ止、故実父依レ為所縁二、
詔三于大友家二處、以三能泰二暫為三野津原城督、

とあり、能泰の子朝綱（幼名能基）が植田忠綱に養なわれ、忠綱の死後家臣の間に内訌が続いたので、朝綱の実父能泰を迎えたものであるという（拙稿「豊莊園の研究」六）。これ以来植田氏の家系と所領は大友系の朝綱の子孫によつて継承されることになる。植田氏の家臣の内訌によつて大友氏に請い能泰を迎えたのは、伝統的豪族が大友氏によつて所領を確保しようとしたものであり、大友氏にとつては、多数の庶子を国内に植えつける最もよい機会であった。

こうした例は、古文書や系図を検討すれば、なお多く指摘されるであろう。前記の大神系臼杵氏も大友氏によつて代られるし、はるかに時代は降るが日田郡大領で日田莊の地頭となつた大藏姓日田氏も、家臣の内訌により大友氏が跡職を継承する

(二) 豊後園田の研究(三)、大。親秀の四子狭間直重以下にこうした関係の見られないのは、丁度蒙古合戦が起り、恩賞地が与えられたからである。他の庶子については史料を缺くため不明であるが、狭間直重が阿南莊松富名(狭間村と号す)の地頭職を与えられたのは、文永蒙古合戦の恩賞としてであるという(分県地方史十七一二十号)。

帳考証註

知

(1) 豊後園田帳には、大分郡戸次荘条に「戸次太郎時頼・同次郎重頼・利根次郎頼親、各地行難存知」とある。

(2) 大友文書録に「親秀次子重秀(中略) 後年為戸戸次次郎惟澄養子、号戸戸次次郎左衛門尉」とある。

四 所 領 所 職 の 買 得

前に述べた大分郡勝津留地頭職は、能直が幸秀から譲得したものであったが、弁済使職は買得してのち志賀能郷に譲られたものである。同職の本領主がどんな人であったか、またその買得が何時ごろのことであるか明瞭でないが、少なくともそれは地頭職譲得より早かつたらしい。正元元年(一二五九)十二月の深妙の譲状には次の如く見える(編年大友史料正和以前四八五号)。

ふこのくにのうち、(備後法眼)勝津留のへんさしきハ、これにかいとりて、としころさたする事に候、たま／＼かのところのちどうしきをハ、ひこのほうけんのてより、それにゆつり給させ給たる事にて候へハ、をなしくひんきにつけて、くたんのへんさしきをハ、御へんにゆつりたてまつるところ也。(略)

すなわち、勝津留弁済使職は以前から買得して沙汰をしていたが、たまたま地頭職を幸秀が能郷に譲与したので、便宜につけて弁済使職も譲与するというのである。勝津留は高國府といわれ、のち大友氏の守護所の置かれるところである。能直は早くからこうした点にも注意していたのかも知れない。

(四) 借 上

能直時代には史料的に裏づけられないが、のちの豊後園田帳にこの例がある。

(国東郡)
田原郷六十町 宇佐宮領

(大友親秀)

本郷四十町 本守護所豊前大炊入道女子持明院別当之後室之跡、而豊前六郎藏人泰広、或号「借上質券」、或得「相伝」之由申処、辻殿雜掌論レ之、

小野一万名十町 伊賀國住人八十島左衛門太郎頼忠私領、六郎藏人泰広借上之、

ここに田原郷とあるのは国東郡田原別符のこと、大友田原氏の本拠である。そのうち本郷四十町は本守護所の大友親秀の女子で持明院別当藤原基氏の後室となっていた人の跡職である(拙稿「豊後國日田郡日田莊・津江山・大肥」)。ところがこれを能直の子田原泰広が「号「借上質券」」し、あるいは相伝と称し、雜掌と相論しているのである。泰広が領有を主張しているところをみると、彼が姪の藤原基氏後室(ないしその跡)に米錢を融通し、質地として引き渡しを要求したものであろう。「得「相伝」之由申」とあるのは、右のような関係から姪との間に地頭職引き渡しの話しがかつてあったのかも知れない。次の小野一万名十町も泰広の「借上」とある。前と同じように泰広が八十島頼忠に高利貸しをして地頭職を得たものか、それとも頼忠が在地していなかつたので、泰広が米錢を入れて地頭職を借りたものか、今は速断し得ない。

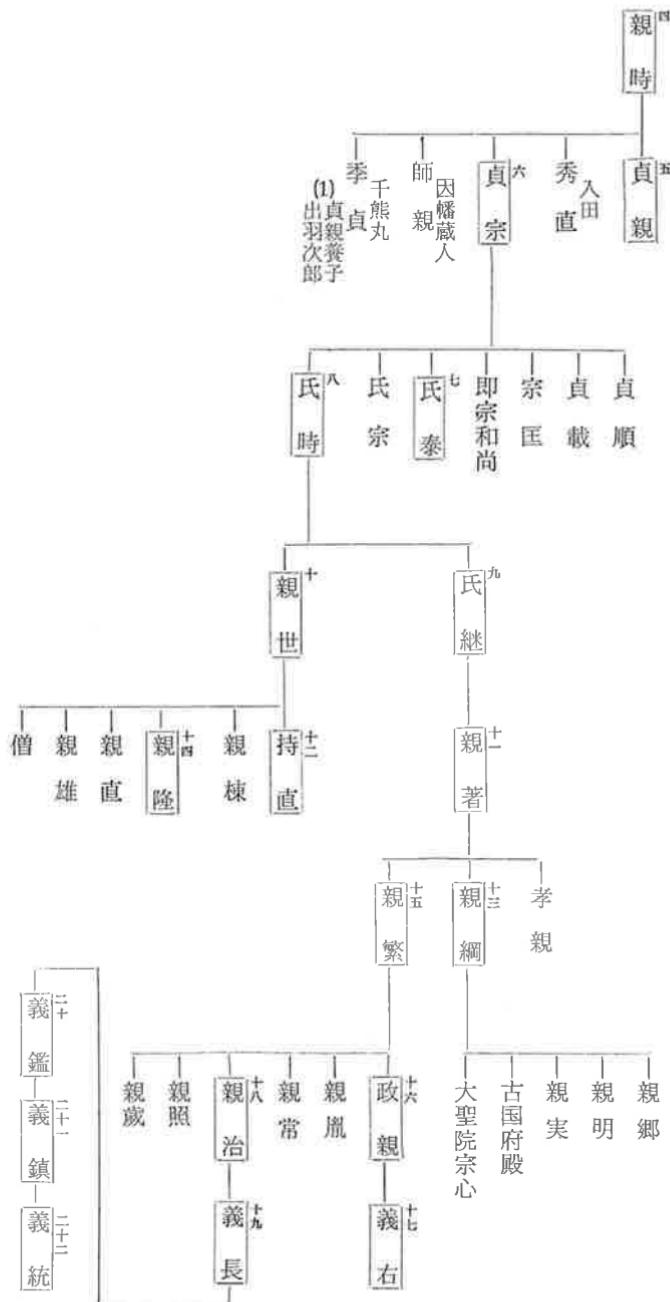
田原泰広は「六郎藏人」とよばれるので、能直の六子ではなかつたかと思われるが、母が白拍子であつたためか系図でも末尾に記されている。彼が父能直や義母深妙などかられつきとした所領の配分にあずかっていないらしいのは、こうした彼の出自と関係があるのであるまい。泰広が「借上」などで地頭職を獲得しようとした理由は、あるいはこうしたところに原因するのではないかと想像される。

四 大友惣領家の単独相続制への転換過程

以上のごとくあらゆる方法によって獲得された所領に植えつけられた庶子家は、惣領家の支配に従つて関東公事を勤仕し、東国武士団の惣領制による大友一族の国内支配体制が徐々に確立していった。しかしすでに指摘されているように、こうした支配形態には幾多の限界がある。すでに建治二年（一二七六）に志賀禪季が志賀氏の惣領泰朝の支配を脱しようとしたごとく（前五九・六〇志賀文書正和以）、庶子家の独立の傾向があらわれた。「均分之状」は「分限弱」となるばかりでなく、分譲すべき所領の獲得が困難となつた。血縁的・奴隸制的な惣領制下では、新たに抬頭してくる農民層を支配することが出来ず、また伝統的豪族や国人層を支配下に包摂することが困難で、大友氏の封建領主化を阻害することになつた。分割相続から嫡子単独相続への切り替えは、こうしたあらゆる問題とからみあいつつ大友氏にとってぬききしならぬ死活の問題となってきた。鎌倉末期から南北朝・室町時代までの十三世紀はじめから十六世紀初葉の三百年間こそ、実にその悪戦苦闘の時代であった。ちょうどこの時代は、大友氏が鎌倉期の守護から戦国大名に転化する過渡期の時代にあたり、これらの問題を克服し得た時こそ、同氏が戦国大名の名に価する実を克ち得た時なのである。以下便宜上大友惣領家の系図を中心として、その過程を略述する。

大友氏の分割相続制は四代親時のころまで続いた。親時の長子貞親が惣領職をついで五代の豊後守護職となり、次子秀直は直人郡入田郷半分地頭職を与えられて入田氏を称した。貞親は子がなかつたので弟貞宗に惣領職を譲り、のち末弟千熊丸（季貞）を養つて大友出羽と称し、入田郷半分と攻珠郡大隈村を分割伝領した（志賀文書、編年大友二の六五九号）。大友出羽氏はその後、季貞・宗雄（出羽弥次郎）・宗房（千寿丸）と相伝されるが、宗雄の死後入田郷半分地頭入田泰顕に所領を連乱され、志賀頼房・氏房父子の扶持を得てようやく安堵されている（同五〇三・五七九・六二七）。しかし今後同氏が史上から姿を没し、その文書も志賀氏の有に帰しているのをみると、のち志賀氏に併合されてしまつたらしい。四子師親は文書に全く見えず、所伝も明らかでないでの所領関係は一切不明であるが、系図に「号ニ勢家、又野津・利根」とあれば、一部の所領は大野郡野津院方面にあつたらしく、やはりこれも分割譲与によるものと思われる。

大友氏が単独相続制にふみきつたのは六代貞宗（具簡）からで、正慶二年（一三三三）の譲状には次のとく見える。



豊後国以下所領所職事

(氏泰)

右、豊後国守護職付・五職并・相模国大友庄・同三浦長坂郷・上野国利根庄以下国々处处々所領所職等者、以子息千代松丸^一為家嫡^二、悉所讓与^一也、所領注文等者、相副代々御下文并手継以下証文^一之間、巨細見于彼状^一、於庶子等二者、家督千代松丸相計之^一、可レ加扶持^一也、於ニ次郎貞順・三郎貞載^一者、召^二真戦場^一之間、不レ及^ニ計宛^一、若又致^ニ軍忠^一令^ニ存命^一者、千代松丸相計之^一、同可レ致^ニ扶持^一、庶子等背^ニ家督之命^一存^ニ異議^一者、可レ為^ニ不孝輩^一、若又千代松丸無^ニ相続之子孫^一者、^(氏宗・行宗・氏行)舍弟龜松丸可レ令^レ相承^ニ彼跡^一也、自^ニ軍陣^一書与^ニ之間、不レ及^ニ委細^一、仍為^ニ後証^ニ讓状^一、如レ件、

延慶二年三月十三日

沙 弥 具 簡 (大友貞宗)
(花文書)

これによると貞宗の所領所職は悉く氏泰に譲られ、「家嫡」・「家督」である氏泰(千代松丸)がすべての庶子を扶持すべく、これが定められている。次郎貞順と三郎貞載は戦場に伴うので分譲しないが、もし軍忠を立て存命すれば氏泰が扶持すべく、庶子等で家督の命に背くものは不孝(勘当)に処する、というのである。貞載は建武中興によつて肥前守護職に補任されて(佐賀文書纂所収、塗堀系図証文記録)、大友立花氏の祖となるが(建武三年正月京都で結城親光に傷けられ戦死)、貞順・氏宗等の庶子は大友惣領家に反逆して南朝方につく。すなわち建武三年(一三三六)足利尊氏が天皇方に叛くと、大友惣領家はいちはやく彼に応じたが、庶子大友貞順や入田士寂(秀直か)は菊池氏に応じて玖珠城にたてこもつた(前田家藏野上文書、増補大友興廢記五)。大友庶子家はやや後れ田原氏は観応元年(一三五〇)田原貞広が嫡子氏能に譲与する際、単独相続に転換した(編年大友二、八六五号)。志賀氏の場合は更に後れ、永徳三年(一三八三)の氏房の鶴寿丸(親理)への単独譲与が初見である(編年大友二、志賀一、文書一六二)。大友惣領家の庶子が南朝についたごとく、田原氏は惣領家が南朝に属した(文書入江)。

単独相続への転換は、大友惣領家・庶子家のすべてにわたって嫡・庶の対立を激化し、それぞれ北軍と南軍に分れて骨肉相喰む深刻な死闘をくりあげる。南北朝・室町期の大動乱は、この家族制度の大変革が主軸をなし、守護大名段階における大友氏は、内にこうした家族制度上の社会問題になやまされつつ、それとからんだ外戦を戦い抜かねばならなかつた。

七代氏泰は子なく、弟氏時が家督をついで八代の惣領となつた。このころ庶子家が自由に「大友名字」を称するというので將軍義詮は惣領以外にその称を禁じている（大友立花文書、続）。氏時の長子氏継は松野系図などでは「不_レ継_二大友世代_一」としているが、貞治三年（一三六四）七月に義詮から筑後国守護職及び散在所領を安堵され（同、二）、なお豊後国守護職を帯しているので（長野文書）、彼が氏時の譲りを得て家督となつたことは疑いない。しかし如何なる事情からか、彼は宮方についたので、弟親世が家督をついで幕府から安堵されたらしい。九州探題今川了俊（及び子弟）の下向を迎え、九州北軍の決定的優勢を克ち得たのは、彼の時代であつた。

親世は応永二十三年（一四一六）に兄氏継の子親著（十一代）に家督を譲り、同年將軍義持から豊後・筑後守護職を安堵された（立花大友文書、続）。しかるに、親著は同三十年（一四二三）には親世の子の持直（十二代）に譲り、同七月幕府の安堵をうけた（同、同二）。こうした家督の譲与関係を見ると、氏継・親世兄弟のころから、嫡子単独相続制に原因する嫡庶の分裂を克服する手段として、兄弟で一定期間家督を継承し、その子孫が交互に立つという契約が出来たらしい（系図）。まさに大友氏における両統交立の時代というべきで、これによつてみれば、氏継は宮方にいたため惣領職を失つたのではなく、惣領職を譲つた結果としてそうなつたのかも知れない。

親世流の持直が家督となれば、親著流の不平は必然である。応永三十二年（一四二五）親著の長子孝親は、「三角島の乱」を起こし持直に抗して殺された（大友文書録）。しかし持直は少弐満貞と協力して豊前・筑前守護職を併せた大内盛見（徳雄）を攻め殺したので、幕府の討伐をうけることになり、永享七年（一四三五）には海部郡姫嶽に籠城して中国・四国の大軍の包

開攻撃をうけて遁走した（看聞御記、満済准后日記、伊予）。これより先、永享四年（一四三二）に幕府（義教）は親著の次子親綱（十三代）を立てて家嫡とし、豊後守護職を安堵したようである（筑後国守護職は菊池持朝に与えた）。このころの豊後国内の諸家も、ほとんどこの両派に分れて攻戦した。大内氏に対しても、幕府は盛見の死後長子持世を立てて惣領とし、弟持盛を長門守護職に補任した（満済准后日記）。持世・持盛の家督争いが起り、大内持盛と大友持直が結び、大内持世と大友親綱が提携することになり、大友・大内両氏の惣庶の争いは結ばれて十六世紀の大友宗麟の時代まで尾を引くのである。

永享十一年（一四三九）ごろ、親綱はさらに持直の弟親隆（十四代）に家督を譲つたらしい（大友文書）。このころ大友親著・持直・親繁の残党がなお各地に活躍した（集古文書、志賀文書）。しかし親繁（十五代）が文安元年（一四五四）に親隆から家督を譲られ幕府の安堵をうけているのをみると（大友文書）、なお交立の契約は守られているようである。こうした過程をみると、交立の条件を提示したのはおそらく室町幕府かと思われ、幕府の惣領職指名と安堵によつて辛うじて内訌を喰い止め得たとするのが実情ではあるまいか。求心的に幕府の権威に依存し、それによつて家督を維持し得た大友氏の守護大名としての権力の弱さがこれによつて十分に看取される。

ところが親繁は以上の慣例に反して、文明八年（一四七六）に家督を長子の政親（十六代）に譲り、翌年幕府の安堵をうけている（大友文書）。しかも政親はさらに文明十六年（一四八四）に、その子親豊（義右、十七代）に譲つた（同、大友系図）。こうした強引さが強行され得るためには、幕府の強力な支持を得るか、でなければ庶子家の反抗を抑え国人衆を家臣化するだけの強力な権力の集中が必要であった。応仁文明大乱後の幕府に多くを期待出来ないとすれば、大友氏は自らの権力による以外はない。間もなく政親・義右の不和が起り、重臣・國衆が皆二派に分れて争い、義右は明応五年（一四九六）父政親のために毒殺され、政親は出奔して筑前の立花氏のもとに逃れる途中、赤間関で大内義興の家臣に捕えられ、長門で自殺させられた。義右の妻が大内義興の姉妹であった関係からである。この豊後の内乱で両方の重臣の殺されたものは五百人に及んだという（永弘文書二二二）。

○八)。この事件の原因は充分明らかではないが、親綱の子で僧になつてゐた大聖院宗心が大内義興のもとに逃れ、その支援によつて大友氏の家督にならうとした策謀によるものらしい(土居寛申氏)。親繁流の独断的な長子単独相続制に対する兄親綱流の反撃のあらわれであり、大友氏の主体性は今や大内氏によつて全く危機にひんした。政親時代に封建権力の集中化が実現していなかつたことを証するものである。この内乱に際して政親の弟親治(十八代)が跡をつぎ、讒者を討伐して國の再建に力をつくした。親治は明応七年(一四九八)に子の義長(十九代)を家督に定め、文亀元年(一五〇一)に譲つて幕府の安堵を得てゐる(大友文書)。この間にも大聖院宗心を家督とする大内義興の策謀は続き、幕府にも盛んにその運動をしてゐる(上)。しかしこの段階になると大友氏はある程度の主体性を獲得したもののとく、義長の地位は動かず、義長はさらに長子義鑑(二十代)に譲り、ついで義鎮(二十一代)・義統(二十二代)と長子単独相続制が確立する。家督相続上から見れば、この親治・義長時代が大友氏の守護から戦国大名への劃期となることは疑いない。

以上主として単独相続制への移行を系譜関係からながめたが、これにはなお庶子家内部の問題、国人衆内部の構造変化がからんでゐる。しかもなお守護領国・戦国大名の権力の問題になると莊園制の破壊と散在所職所領の集中化と一元的支配の確立、新興農民層や惣村の構造およびその直接支配の具体相、庶子家や国人層の把握ないし家臣化の過程等々の問題を解明しなければならない。とくに親治・義長時代に長子単独相続制を確立し得た権力集中の基礎過程の解明は、緊急不可缺の問題であり、又それだけに学問的興味をそそられる。しかし本稿はそうした中心的課題に切りこむための目安を、家督相続の面から示し得たに過ぎない。これらはすべて次回に譲る。

註 (1) 季貞は多くの大友氏系図には見えないが、松野系図に明記されており、志賀文書と合致する。

(2) 志賀系図では、氏房の子は親理となつてゐるが、これは志賀文書(応永五年八月十九日志賀親昌譲状)と合致しない。系図では両者を別人としているが、おそらく同一人で、親昌が正しいのではないか。この点、志賀系図は検討を要する。

(3)

以上大友氏の内訌、とくに大聖院宗心の在り方に注目されたのは田北学氏（続編年大友史料）であり、本稿も氏の研究に負う所が多い。記して謝意を表する。

本稿は文部省科学研究費による福岡学大小倉分校飯田久雄氏の「守護領国制の研究—豊後大友氏の場合—」の研究協力者としての報告の一部である。